

知っておきたい マイナンバーカードの基礎知識



マイナちゃん

令和2年3月18日
総務省自治行政局
住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度における関係府省の役割分担

○内閣府・内閣官房

- ・ 法制度の所管（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法））
- ・ マイナンバー制度全般の進捗管理、関係機関等の調整、広報啓発
- ・ マイナンバーの利用範囲の確定、利用拡大の検討
- ・ 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の運用

○個人情報保護委員会

- ・ 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの作成及び広報啓発等
- ・ 特定個人情報保護評価の規則・指針の作成、特定個人情報保護評価書の受付・承認等

○総務省

- ・ 個人番号の付番・通知カードの制度、マイナンバーカードの制度及び普及【住民制度課】
- ・ 地方公共団体情報システム機構が実施するマイナンバー法に基づく事務に対する監督【住民制度課】
- ・ 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理等、情報連携（地方公共団体分）の進捗管理【個人番号企画室】
- ・ マイキープラットフォーム、マイナポイントの普及促進【地域情報政策室】
- ・ 地方税分野におけるマイナンバー制度の運用等【市町村税課】

○国税庁

- ・ 法人番号の付番、通知、公表業務
- ・ 国税におけるマイナンバー制度の運用等

○厚生労働省

- ・ 社会保障制度におけるマイナンバー制度の運用等

マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み



- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号**利用事務**）において利用。
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

II マイナンバーカード（個人番号カード）



- 1 マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- 2 マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。
- 3 マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。

III マイナポータル

- 1 マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- 2 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

マイナンバーとマイナンバーカードの違い

マイナンバー



マイナンバーの通知カード

マイナンバーカード



マイナンバー

ICチップ

- 全住民1人に一つ、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。



住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化

- 利用主体や利用範囲を法律で限定(税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定)。
- 情報を一元管理する仕組みとしない。漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理
- なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を義務付け。

※ 現在、5地裁においてマイナンバー違憲訴訟が係争中(横浜、名古屋、東京地裁は国側の勝訴判決)

- マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。



本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付

- 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。
- ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。
- 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。

「マイナンバーカード」は、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

表



カードの
券面記載事項

電子的な本人確認

✓インターネット等により、 どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には AIその他の様々な先端技術の活用を実現

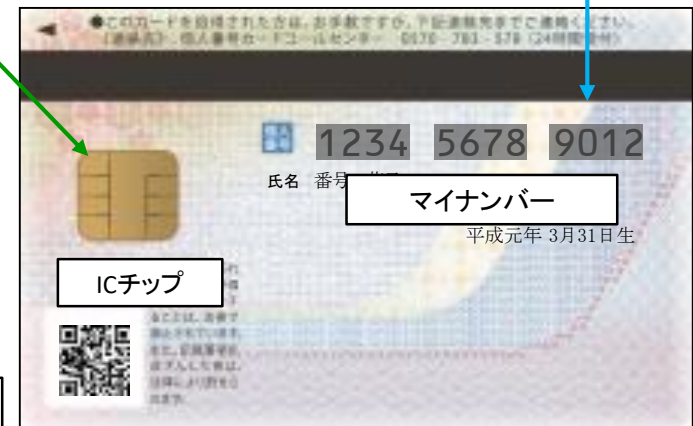
- 〈例〉窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に



裏

行政のデジタル化と基盤としてのマイナンバー制度

○デジタル手続法(令和元年5月31日公布)により、デジタル行政推進法で以下が定められた

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)による改正後のデジタル行政推進法(平成14年法律第151号)

1. 行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン実施を原則化(地方公共団体は努力義務)

- 第6条第1項…「申請等のうち…法令の規定において書面等により行うこと…が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、…電子情報処理組織…を使用する方法により行うことができる。」
- 第7条第1項… 処分通知等のうち…法令の規定において書面等により行うこと…が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、…電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。」

2. 本人確認や手数料納付もオンラインで実施(電子署名等、電子納付)

- 第6条第4項…「申請等のうち…法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを…電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード…の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。」
- 第6条第5項…「申請等のうち…他の法令の規定において…手数料の納付の方法が規定されているものを…電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法…をもってすることができる。」

3. 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類を不要とする規定を整備

- 第11条…「…書面等であって…他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置…により、…当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。」

⇒ **マイナンバーやマイナンバーカードは、これらを実現するための基盤となるもの**

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

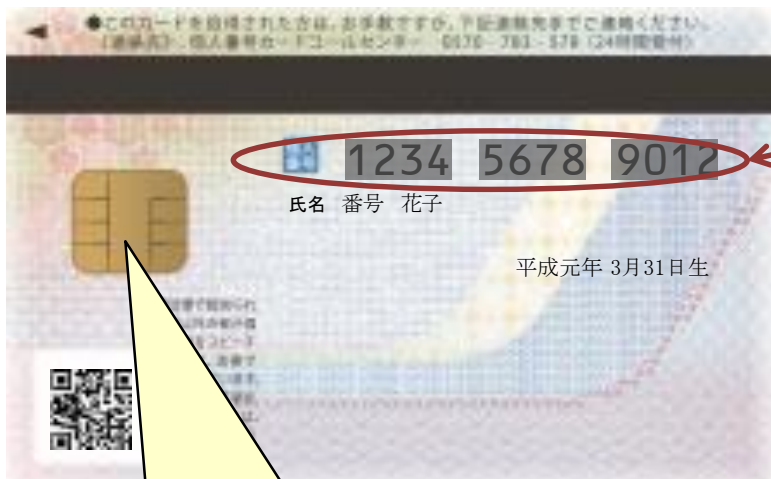
失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)
- のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も含め活用が幅広く

ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
 - 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R2.2月対象人口: 10,035万人)
- ⇒ R4年度末には、対象人口1.1億人を目標に取組を更に拡大

職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
 - 民間企業の社員証としての利用(TKC,NEC,NTTcom,内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- マイナンバーに関係する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に(H29.11～)
 - 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
- Android: 119機種が対応。(R2.3月)
iPhone: 11機種※iPhone7以降

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報(R3.3月～予定)や服薬履歴の閲覧(R3.10月～予定)等にも活用

マイナポイントによる消費活性化策

- R2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント)を実施

海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に(R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用(特定複合観光施設区域整備法第70条)

各種行政手続での活用

- 「デジタル・ハローワーク・サービス」、「デジタル・キャンパス」、「納税のデジタル化」、「建設キャリアアップシステム」等の推進 (R元.6.4デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約55,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和2年2月3日時点	706	10,035万人
令和元年度末見込み	744	10,351万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和4年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和4年度末の対象人口 1.1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(4~12月)
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	1,630,834
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577	21,233
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	1,288,950
税	46,253	87,051	175,996	255,328	273,634
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234	209,487
附票	2,951	5,714	11,869	17,575	18,227
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	3,442,365



- ### ● 取得できる証明書
- ・ 住民票の写し
 - ・ 印鑑登録証明書
 - ・ 住民票記載事項証明書※
 - ・ 各種税証明書※
 - ・ 戸籍証明書※
 - ・ 戸籍の附票の写し※
- ※対応しない市町村もあり。

- ### 導入のメリット
- ・ 住民の利便性向上
 - ・ 窓口業務の負担軽減
 - ・ 証明書交付事務コストの低減

- いつでも → 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日も対応
- どこでも → 全国の約55,000店舗で交付を受けられる

マイナンバーカードの申請・交付方法

方式	交付時来庁方式 (通常の交付方式)	申請サポート方式	申請時来庁方式	出張申請受付方式
申請方法	・郵送・スマホ・パソコン・証明用写真機などで申請	・顔写真撮影やオンライン申請支援など申請サポート ※民間事業者等でも実施可能	・行政手続などでの来庁時に申請を受付	・企業や商業施設等に市区町村職員が出向き申請を受付
受取方法	市区町村窓口で受取り		本人限定郵便により自宅で受取り ※再度出向いての交付も可能	
イメージ	<p>郵送又はオンライン申請</p> <p>申請者 → 発行事業者 → 市区町村 → 申請者</p> <p>申請サポート</p> <p>交付時に本人確認</p>		<p>本人限定受取郵便</p> <p>申請者 → 市区町村 → 発行事業者 → 市区町村 → 申請者</p> <p>申請時に本人確認</p>	
取組例	全市区町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市(郵便局) ・越前町(銀行) ・守谷市(成人式会場) ・鳴門市(3歳児検診会場) ・栗原市(商業施設) <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市(転入届出時) ・都城市(児童手当の初回申請時) ・福島市(税申告相談時) <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市(企業) ・佐賀市(公民館) ・神戸市(商業施設) ・酒田市(病院) ・杉並区(確定申告会場) ・都城市(携帯ショップ) <p>等</p>

マイナンバーカードのメリットについて (1/3)

対面、非対面を問わず、迅速・確実な本人確認を可能とするマイナンバーカードは、安全で便利なデジタル社会・デジタル政府を支える基盤となるものである。

いますぐ享受できる主なサービス

項目	マイナンバーカードを持っている場合	マイナンバーカードを持っていない場合
マイナンバーの確認	マイナンバーカード1枚の提示のみで確認可能 (添付書類が不要)	身分証の提示及び、マイナンバー確認書類(マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票)の提示が必要
コンビニ交付サービス	全国のコンビニ等で早朝から深夜まで土日祝日も住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得可能 ※通常、交付手数料が割安	開庁日に市町村の窓口に来庁し、申請・取得を行う必要 ※通常、交付手数料が割高
オンライン申請等	重要な手続についても、オンライン申請等が可能 【例】確定申告などの税手続(e-Tax、eLTAXなど) 子育てをはじめとする市町村の各種手続(マイナポータル等) 年金の受給申請等に係る手続	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務署の窓口に来庁又は郵送により申告を行う必要(国税) ➢ 市町村の窓口に来庁又は郵送により申請等を行う必要(地方税、子育て手続等) ➢ 年金事務所に来庁又は郵送により申請を行う必要
オンライン契約	公的個人認証サービスの活用により、オンラインで本人確認が可能となり、住宅ローンや不動産取引のオンライン契約が可能 (自宅のパソコンで完結するため、銀行等への来店が不要)	銀行等への来店が必要であるほか、契約書の紙面への実印の押印、印鑑登録証明書の取得、収入印紙の貼付等が必要
マイナポータル (※オンライン申請以外)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己情報・やりとり履歴の確認が可能 ➢ e-Taxなどのログインが容易に(認証連携) ➢ ねんきんネットの利用登録なしでもログインが可能(認証連携) ➢ 自治体や企業からのお知らせの受取が可能 ➢ 法人設立登記後の申請手続がワンストップで可能(法人設立ワンストップサービス) ➢ マイナポータルとAPIの連携により様々なサービスを楽しむ可能(自己情報取得APIなど) 【例】(官) 県が提供する健康管理アプリに自身の健康情報を簡単に保存・閲覧が可能に (民) ローン審査の際に必要な所得情報を即時に取得することが可能となり、ローン審査がスムーズに	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 書面により情報公開請求を行う必要 ➢ それぞれe-Taxやねんきんネットへの利用登録やログインが必要 ➢ 書面によりお知らせを受け取る必要 ➢ 書面により法人設立に係る税務・社会保険関連手続を個別に行う必要 ➢ 個別のサイトごとにログインした上で、都度必要な情報を保存し、入力し直す必要
職員証等	ICチップの空き領域の活用により、職員証としての利用が可能 (出退勤管理や端末の認証等も可能) 【例】(官) 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で先行導入 (民) 民間企業(TKC, NEC, NTTcom等)でも社員証として導入	別途、職員証等を作成する必要
身分証	高齢者や未成年者であっても、顔写真入りの身分証として、銀行口座の開設やイベント会場入場時の本人確認で使用可能	顔写真入りの身分証として一般的な運転免許証の取得には年齢制限があり、パスポートの取得には取得費用がかかる
図書館カード 地方公共団体発行カード等	利用資格等の確認が可能に(各種カードの所持が不要に) 【例】図書館カードとして利用可能に(東京都豊島区など) 選挙の投票入場券受付、避難所の入退所受付が可能に(新潟県三条市)	各種カードの所持が必要

マイナンバーカードのメリットについて (2/3)

今後実現予定の主なサービス

※【 】は実現予定時期

項目		マイナンバーカードを持っている場合	マイナンバーカードを持っていない場合
経済対策	マイナポイント	マイキーIDを設定した場合、キャッシュレス決済サービスにおける「前払い」や「物品等の購入」に際し、令和2年9月から実施する経済対策で25%分のプレミアム（最大5,000円相当のポイント）を付与【令和2年9月】	令和2年9月からの経済対策の実施期間中にキャッシュレス決済サービスを利用しても、マイナポイントとしてプレミアムの付与はない
医療関係	健康保険証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療保険資格の確認が可能に ➢ 就職などにより加入する保険者が変わっても、新しい健康保険証の発行を待たずに受診可能に ➢ 高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に 【令和3年3月】	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 就職などにより加入する保険者が変わった場合、新しい健康保険証の持参が必要 ➢ 高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が必要
	薬剤情報、特定健診情報の確認	マイナポータルにおいて、薬剤情報や特定健診情報が閲覧可能に 【薬剤情報は令和3年10月】 【特定健診情報は令和3年3月】	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 薬剤情報を確認したい場合、患者自身がお薬手帳に記録して保管する必要 ➢ 特定健診結果は、保険者等から加入者に通知される結果通知書を確認する必要
	処方箋・お薬手帳	薬局でマイナンバーカードでの保険資格確認時に電子的に処方情報も確認することで、薬の受取が可能に（スマホのアプリ等にその情報を保存することで、お薬手帳にも代替し得る） 【令和5年度】	診察後に紙の処方箋を受け取り、薬局に提出して、薬を受け取る必要（別途、紙のお薬手帳を提示している）
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	生活保護受給者が医療券・調剤券の提示に代えて、マイナンバーカードの提示による医療扶助の受給が可能に 【令和5年度】	生活保護受給者は医療券・調剤券を提示して医療扶助を受ける
	介護保険被保険者証	介護保険資格の確認が可能に（介護保険被保険者証の所持が不要に） 【令和5年度】	介護保険被保険者証の所持が必要
	母子健康手帳（乳幼児健診情報等）	マイナポータルを利用することで、オンラインで乳幼児健診情報等の確認が可能に 【令和2年度】	乳幼児健診結果の情報等を管理・保存する場合に用いるのは、基本的には母子健康手帳等の紙媒体のみ
就労関係	ハローワーク受付票	ハローワーク受付票としての利用が可能に（ハローワーク受付票の所持が不要に） 【令和4年度末】	ハローワークでサービスを利用する場合にハローワーク受付票の所持が必要
	ジョブ・カード	マイナポータルを利用して、サイトに登録した職務経歴や訓練経歴が確認可能に 【令和4年度末】	ジョブ・カードを登録するサイトにログインが必要

マイナンバーカードのメリットについて（3/3）

今後実現予定の主なサービス

※【 】は実現予定時期

項目		マイナンバーカードを持っている場合	マイナンバーカードを持っていない場合
就労関係	安全衛生関係各種免許	マイナポータルを利用して、安全衛生関係各種免許情報が確認可能に 【令和4年度末】	安全衛生関係各種免許の所持が必要
	技能講習修了証明書	マイナポータルを利用して、技能講習修了情報が確認可能に 【令和4年度末】	技能講習修了証明書の所持が必要
各種証明書等関係	教員免許状	教員免許状としての利用が可能に （教員免許状の所持が不要。定期的な電子資格確認により更新漏れの可能性低下） 【令和3年度】	教員免許状の所持が必要（教員免許の更新漏れに注意する必要）
	大学の職員証、学生証	大学の職員証、学生証としての利用が可能に （職員証、学生証の所持が不要に）	職員証、学生証の所持が必要
	障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害者手帳の提示に代えて、マイナポータルと連携した民間のアプリで障害者手帳の情報を表示することが可能に ➢ オンラインで鉄道切符等を予約する際に障害者割引の適用が可能に 【令和5年度】 	障害者手帳の所持が必要（駅の窓口で並んだ上で、障害者割引の適用を受ける必要）
	在留カード	全ての中長期在留外国人について、在留資格や在留期間（満了日）等の証明が可能に	（マイナンバーカードと在留カードの機能を一体化する方向で検討中）
税務手続	年末調整・確定申告手続	マイナポータルを利用することで、オンラインで保険料控除証明書等のデータの取得が可能となり、当該データを自動入力することにより年末調整・確定申告手続が容易に 【令和2年度】	保険料控除の内容を書面に記載し、紙の控除証明書を添付する必要
	医療費控除の確定申告手続	マイナポータルを通じて医療費情報の閲覧・取得が可能となり、当該データを活用することにより医療費控除の申告手続が容易に 【令和3年度】	保険者から医療費控除の申告に必要な医療費情報を取得する、又は領収書等の書類を自ら準備する必要